

大和市告示第115号

大和市保健衛生協力団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月8日

大和市長 古谷田 力

大和市保健衛生協力団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市保健衛生協力団体補助金交付要綱（平成20年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 一般社団法人大和綾瀬薬剤師会

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 大和市食生活改善推進団体なごみ会

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条中「とし」を「であって」に、「、市長」を「市長」に改める。

第4条中「交付決定通知」を「交付決定」に改める。

別表大和市医師会の項中「大和市医師会」を「公益社団法人大和市医師会」に改め、同項補助対象事業の欄第2号中「老人保健事業」を「健康増進事業」に改め、同表大和歯科医師会の項中「大和歯科医師会」を「一般社団法人大和綾瀬歯科医師会」に改め、同表大和綾瀬薬剤師会の項中「大和綾瀬薬剤師会」を「一般社団法人大和綾瀬薬剤師会」に改め、同表大和市柔道整復師会の項を削り、同表大和市食生活改善推進協議会の項中「大和市食生活改善推進協議会」を「大和市食生活改善推進団体なごみ会」に改め、同表補助金額の欄を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。